

アマノリハビリテーション病院  
介護予防通所リハビリテーション 事業運営規程

管 理 文 書

承 認	理 事 長 福 田 純 子
作 成	佐 藤 淳 一

(事業の目的)

第1条 アマノリハビリテーション病院（以下「事業所」という。）において行う指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態の高齢者に対し、適切な介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護予防通所リハビリテーション従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者に心身の機能の維持回復を図る。  
2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 アマノリハビリテーション病院
- (2) 所在地 広島県廿日市市陽光台五丁目9番

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する介護予防通所リハビリテーション従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤1名)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上 (常勤1名以上)  
医師は、医療管理、判断及び指示を行うものとする。
- (3) 理学療法士 2名以上 (非常勤2名以上)  
理学療法士は、リハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (4) 言語聴覚士 1名以上 (非常勤1名以上)  
言語聴覚士は、リハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (5) 作業療法士 1名以上 (非常勤1名以上)  
作業療法士は、リハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (6) 介護職員 1名以上 (非常勤1名以上)  
介護職員は、利用者の身体介護、移動、理学療法士の補助等を行う。
- (7) 管理栄養士 1名以上 (非常勤1名以上)  
管理栄養士は、利用者の栄養状態の記録、栄養ケア計画の評価を定期的に行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月・火・水・木・金・土曜日とする。ただし、国民の祝日、夏季及び、年末年始の休日を除く。なお、夏季は8月14、15日、年末年始は、12月31日～1月3日までの期間を休日とすることを原則とし、変更がある場合は、当該変更内容について、利用者またはその家族に通知する。
- (2) 営業時間  
午前8時40分から午後5時30分までとする。  
(サービス提供時間 9時00分から16時25分)

(介護予防通所リハビリテーションの定員)

第6条 指定介護予防通所リハビリテーションの定員(指定介護通所リハビリテーションを含む)は、20人とする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康チェック
- (2) 個別リハビリ
- (3) 日常生活指導

(利用料とその他の費用の額)

第8条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域は、廿日市市、広島市佐伯区の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者はサービス利用にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 他の利用者の迷惑となる行動を慎み、利用者同士が心地よい時間を共有するよう心がける。
- (2) 事業所の設備品等は、利用者共用のものであることを心得、粗雑な扱いを避ける。
- (3) 現金、貴重品等の携行は必要最小限度とする。

(緊急時の対応)

第11条 サービス提供中における利用者の急変等緊急時の対応は、診療部(医師)へ報告し、指示を受け必要な措置をとるとともに、当該利用者の家族等へ連絡する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発見またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 従業員に対し虐待防止のための研修を定期的実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員または、養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 虐待防止研修 年1回
- (4) 感染症対策研修 年1回
- (5) 認知症ケア研修 年1回

2 従業員は、職務上知り得た秘密を保持し、退職後もこの秘密を保持するものとする。

3 本規程に定めのない事業運営に関する事項については、医療法人ハートフル及び管理者において協議、決定する。

附則

- この規程は、平成18年9月1日から施行する。
- この規程は、平成18年12月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- この規程は、平成30年9月1日から施行する。
- この規程は、令和元年12月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。